

履行確保に関する基準

平成 7 年 3 月 28 日

6 葛総経第 375 号区長決裁

改正 平成 13 年 3 月 29 日 12 葛総経第 444 号
平成 15 年 3 月 26 日 14 葛総経第 402 号
平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 335 号
平成 25 年 3 月 18 日 24 葛総契第 888 号
平成 25 年 4 月 15 日 25 葛総契第 59 号
平成 26 年 3 月 27 日 25 葛総契第 909 号
平成 27 年 3 月 26 日 26 葛総契第 866 号
平成 28 年 5 月 30 日 28 葛総契第 128 号
令和 3 年 3 月 26 日 2 葛総契第 993 号
令和 4 年 12 月 21 日 4 葛総契第 630 号
令和 7 年 3 月 21 日 6 葛総契第 778 号

(目的)

第 1 条 葛飾区（以下「区」という。）発注の工事について、適正な履行を確保するため、技術者の配置、技術者の専任及び兼任の区分、工事の施工に関する事項に関する基準を定める。

(技術者の配置)

第 2 条 受注者は、工事を施工するときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める技術者を置かなければならない。

- (1) 工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。以下同じ。）が 5,000 万円（建築一式工事の場合は、8,000 万円）以上になる場合、次に掲げるとおり
ア 施工する工事業種に対応する監理技術者
イ アの規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で工事を施工する場合にあっては、共同企業体の構成員のうち、代表者は施工する工事業種に対応する監理技術者、その他の構成員は施工する工事業種に対応する主任技術者又は監理技術者
 - (2) 工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が 5,000 万円（建築一式工事の場合は、8,000 万円）未満の場合、施工する工事業種に対応する主任技術者
- 2 配置する技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。
 - 3 技術者を配置する期間は、契約期間を基本とする。
 - 4 受注者は、区が特別な事情があると認める場合を除き、配置した技術者を契約期間中に変更することはできない。

- 5 営業所における専任の技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第七条 第二号イ、ロ又はハに該当する者をいう。）を工事現場へ置く場合の取扱いについては、区が別に定めるところによる。

（技術者の専任及び兼任の区分）

第 3 条 前条第 1 項第 1 号の規定により配置する監理技術者のうち、請負代金の額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は、9,000 万円）以上の工事に配置する監理技術者は、工事現場毎に専任の者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項第 1 号に基づく特例
- ア 請負代金の額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）未満であること。
 - イ 兼任する工事現場にかかる移動時間が 2 時間以内であること。
 - ウ 当該建設業者が発注者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。
 - エ 配置する監理技術者と連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を配置すること。
 - オ 情報通信技術を利用する方法により、配置する監理技術者が工事現場の施工体制を確認できる状態であること。
 - カ 人員の配置に関する計画書を作成し、工事現場毎に備えること。
 - キ 配置する監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が利用可能な環境が確保できていること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項第 2 号に基づく特例
- ア 監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任配置すること。
 - イ 監理技術者補佐は、配置を予定する 3 か月以上前から、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。

2 前条第 1 項各号の規定により配置する主任技術者のうち、請負代金の額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は、9,000 万円）以上の工事に配置する主任技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項第 1 号に基づく特例
- ア 請負代金の額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）未満であること。
 - イ 兼任する工事現場にかかる移動時間が 2 時間以内であること。
 - ウ 当該建設業者が発注者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。
 - エ 配置する主任技術者と連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を配置すること。
 - オ 情報通信技術を利用する方法により、配置する主任技術者が工事現場の施工体制を確認できる状態であること。

カ 人員の配置に関する計画書を作成し、工事現場毎に備えること。

キ 配置する主任技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が利用可能な環境が確保できていること。

(2) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項に基づく特例
ア 対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事の施工にあたり、相互に調整を要する工事であること。

イ 兼務する工事現場間の距離が10キロメートル程度であること。

3 第1項又は前項に規定する場合において、兼任することができる工事現場の数は、2までとする。

4 第1項ただし書又は第2項ただし書の規定にかかわらず、共同企業体の各構成員が配置する技術者は、専任の者でなければならない。

5 第1項本文、第2項本文又は前項の規定により配置する技術者は、次の各号に定める期間については、専任を要しない。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 工事請負契約約款第19条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(4) 完了検査が終了し、事務手続きや後片付け等に要する期間

(5) 前4号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

6 同一の監理技術者又は主任技術者が、第1項第1号、第1項第2号及び第2項第1号を併用して兼務することはできない。

（工事施工に関する事項）

第4条 工事主管課長は、受注者に対し必要に応じて、配置する技術者の資格者証の提示を求めることができる。

2 受注者が主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の有資格者を配置していない場合は、工事主管課においてその配置を口頭又は文書で指示する。工事主管課長は、受注者が有資格者の配置について指示されたにもかかわらずこれを怠る場合は、契約管財課長に報告するものとする。契約管財課長は、この報告を受けた場合は、受注者に指導するとともに、必要に応じて建設業法所管部局等へ不正事実を報告するなどの適切な措置をとるものとする。

3 受注者は、工事現場において、公衆の見やすい場所に建設業許可に関する事項、技術者の氏名、資格等を記載した標識を設置しなければならない。

4 工事主管課長は、工事に事故があったときは、直ちにその実状を調査したうえ、所要の措置を講じるとともに、契約管財課長に報告するものとする。

5 監督員及び工事主管課長は、受注者が公共工事の入札及び契約の適正化の

促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 11 条各号のいずれかに該当すると疑うに足る事実を把握した場合は、契約管財課長に報告するものとする。契約管財課長は、この報告を受けた場合は、事実を確認し、総務部長に報告するものとする。総務部長は、この報告を受けて、受注者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事にその事実を通知するものとする。

付 則（平成 13 年 3 月 29 日 12 葛総経第 444 号）
この基準は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 15 年 3 月 26 日 14 葛総経第 402 号）
この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 335 号）
この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 3 月 18 日 24 葛総契第 888 号）
この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 4 月 15 日 25 葛総契第 59 号）
この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 26 年 3 月 27 日 25 葛総契第 909 号）
この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 26 日 26 葛総契第 866 号）
この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 5 月 30 日 28 葛総契第 128 号）
この基準は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月 26 日 2 葛総契第 993 号）
この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 12 月 21 日 4 葛総契第 630 号）
この基準は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（令和 7 年 3 月 21 日 6 葛総契第 778 号）
この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。